

# 【徴収猶予申請書の記載方法】

申請・審査にあたり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

徴収猶予申請書						
北九州市長 様						
地方税法第15条の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。						
申請者	住所所在地	〒 XXX-XXXX 北九州市〇〇区〇〇1丁目〇-〇 電話番号 XXX (XXXX) XXXX 携帯電話 XXX (XXXX) XXXX			申請年月日	令和 3 年 3 月 1 日
	氏名	株式会社 〇〇〇〇〇			業種・職業	建設業
	法人番号					
納付すべき市税	年度	税目	期別	納期限	税額	本税以外(延滞金等) 収入番号等
	R2	固定資産税・都市計画税	4	R 3・3・1	800,000 円	円 XXXXXXXXXXXXX
	猶予を受けたい市税を上記例に合わせて記載してください。 ※行が不足する等により書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。				R . .	
	合 計				800,000 円	0 円
②イ～ロの合計		800,000 円	③現在納付可能資金額	0 円	④猶予を受けようとする金額(②-③)	800,000 円
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記						
一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細		住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売り上げが大幅に減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。				
		取引先からの入金全てを市税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。				
		猶予該当事実の詳細：新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前の売上(令和2年2月以前)と現在の売り上げ高を比較すると、50%超減少していることから、事業に著しい損失が生じている。				
⑤納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	R 3 年 3 月 31 日	30,000 円	R 3 年 7 月 31 日	30,000 円	R 3 年 11 月 30 日	100,000 円
	R 3 年 4 月 30 日	30,000 円	R 3 年 8 月 31 日	30,000 円	R 3 年 12 月 31 日	100,000 円
	R 3 年 5 月 31 日	30,000 円	R 3 年 9 月 30 日	100,000 円	R 4 年 1 月 31 日	100,000 円
	R 3 年 6 月 30 日	30,000 円	R 3 年 10 月 31 日	100,000 円	R 4 年 3 月 1 日	120,000 円 +延滞金
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記						
猶予期間		令和 3 年 3 月 2 日から 令和 4 年 3 月 1 日まで 12 月間				
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日 ただし、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できず 猶予期間は 1 年以内です。状況に応じて、更に 1 年間猶予される場合があります。						
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は				
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情				
担保の提供可否については、職員にお尋ねください。						

- ・書き方が分からない場合は、下記の担当部署にお尋ねください。
  - ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
  - ・本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- その他、ご不明な点がございましたら、下記の担当部署にお気軽にご相談ください。

<市税の猶予制度に関するお問い合わせ・ご相談先>

- 東部市税事務所納税課【管轄：門司区、小倉北区、小倉南区】  
小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所内) 電話 093-582-3375
- 西部市税事務所納税課【管轄：若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区】  
八幡西区黒崎三丁目15番3号(コムシティ内) 電話 093-642-1469